【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。）を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　投資証券等

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

【平成20年7月4日 政令第219号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。）を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　投資証券等

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　投資証券等

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　投資証券等

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　投資証券等

（四　新設）

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券　、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　投資証券等

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　投資証券等

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　投資証券等

四　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（三　新設）

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券　、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。第九条の二において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。第九条の二において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他内閣府令で定めるもの

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の総理府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。第九条の二において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他総理府令で定めるもの

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の総理府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。第九条の二において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他総理府令で定めるもの

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。第九条の二において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他大蔵省令で定めるもの

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。第九条の二において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買に係るオプション（法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三　その他大蔵省令で定めるもの

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（三　新設）

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）

（三　新設）

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）

（改正前）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く。以下この章において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】 （改正なし）

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

（公開買付けによらなければならい有価証券等）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く。以下この章において「株券等」という。）とする。

一　株券（端株券を含む。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二　外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

２　法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株券等の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

二　株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）

（改正前）

（新設）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社の発行する株券（端株券を含む。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（以下この章において「株券等」という。）とする。

（２　新設）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】

（改正後）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社の発行する株券（端株券を含む。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（以下この章において「株券等」という。）とする。

（改正前）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社の発行する株券（端株券を含む。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「株券等」という。）とする。

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】

（改正後）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社の発行する株券（端株券を含む。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「株券等」という。）とする。

（改正前）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社の発行する株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「株券等」という。）とする。

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】

（改正後）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社の発行する株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（以下「株券等」という。）とする。

（改正前）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社の発行する株券、新株引受権証書及び転換社債券（以下「株券等」という。）とする。

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

**第六条**　法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社の発行する株券、新株引受権証書及び転換社債券（以下「株券等」という。）とする。

（改正前）

（新設）